

Vol 138

経営革新等支援機関であるご税理十法人

塚口本店:尼崎市南塚口町 2-6-27 /TEL06-6429-1301 塚口支店:尼崎市南塚口町 2-12-18 /TEL06-6940-6421 川西支店:川西市栄根 2-6-37 /TEL072-767-7770





URL:https://www.hyogo-houjin.or.jp/



facebook https://www.facebook.com/hyogo.zeirishi

プ令和 4年度税制改正大綱のお知らせ

2022.1









令和3年12月に、令和4年度の税制改正大綱が閣議決定されました。 今回は、所得税・資産税・消費税を中心に知っていただきたいポイントを抜粋してお知らせします。



| 所得税に係る改正



☆住宅ローン控除の要件の見直し

令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した場合の住宅ローン控除につき年末借入金残高に対する控 除率を1%から0.7%に引きさげ、控除期間を13年間(令和6年、令和7年に居住の用に供した認定住宅以外 の住宅の場合は、10年間)とし、合計所得金額の所得要件を3,000 万円以下から2,000 万円以下に引き下 **げる**などの見直しが行われることになりました。

なお、適用期限を令和3年12月31日を令和7年12月31日まで4年延長

☆少額の減価償却資産・一括償却資産の見直し

対象資産から貸付け(主要な事業として行われているものを除く。)の用に供したものを除外することになり ました。(法人税についても同様。資産貸付けによる一部の節税スキームが封じされました。)

☆上場株式等に係る配当所得等の課税の特例の見直し

内国法人から支払いを受ける上場株式等の配当等で、その支払いを受ける居住者等で、居住者を判定の基礎と なる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等の発行済株式等の3%以上となると きにその居住者が支払いを受ける配当金は、総合課税の対象となる見直しが行われることになりました。

なお、上記の改正は、令和5年10月1日以後に支払いを受ける配当等について適用されます。

資産税に係る改正



☆住宅取得等資金の一括贈与の贈与税の非課税措置の見直し

非課税限度額は、住宅取得等資金の贈与を受けて新築等をした**省エネ住宅等については 1,000 万円、その他** の住宅については500万円としたうえで、適用期限を令和3年12月31日を令和5年12月31日まで2年 延長。受贈者の年齢要件を 20 歳から 18 歳に引き下げることになりました。住宅用家屋の取得等に係る契約 の締結時期に関わらず非課税限度額を判定することになりました。

☆非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度の延長

特例承継計画の提出期限を1年延長することとなりました。

☆財産債務調書制度等の見直し

現行の財産債務調書の提出義務者のほか、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10 **億円以上である居住者を提出義務者**とする見直しが行われることになりました。

なお、上記の改正は、令和5年以後の財産債務調書について適用。



消費税に係る改正



☆インボイス制度の見直し

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行 事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができることになりました。



※内容に関するお問合せ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。(担当:松本)